

自転車の交通ルールを守りましょう



❖自転車は「車両」です

車道の左側(端)通行が原則です

【自転車の通行方法の規定(道路交通法)】

- 車両(自転車を含む。)は、歩道または路側帯と車道の区別された道路では「車道」を通行しなければなりません。(17条1項)
- 自転車は、道路の左側端を走行しなければなりません。(18条1項)

【自転車が「歩道」を通行できる場合】

- ①道路標識や道路標示により自転車通行可の場合。
- ②自転車の運転者が児童・幼児(13歳未満)・70歳以上の方・車道通行に支障がある身障者の方の場合。
- ③道路工事、駐車車両、著しく交通量が多い、車道の幅が狭いなど、歩道を通行することがやむを得ない場合。



※歩道は、歩行者の通行のための場所ですから、自転車を走行させる場合は、歩行者の安全を最優先しなければなりません。

❖自転車の路側帯通行に関する規定は次のとおりです

道路交通法には「軽車両は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、…路側帯を通行することができる」と規定されています。(道路交通法第17条の2)

自転車で道路左側の路側帯を通行する場合は、歩行者の妨げにならないように注意しましょう。

❖自転車が通行できる路側帯は道路左側に限定されました (道路交通法の一部改正 平成25年12月1日施行)

改正前の自転車を含む軽車両の路側帯通行に関しては「…路側帯を通行することができる」とされ、進行方向が明確に規定されていなかったため、双方向通行が可能でした。

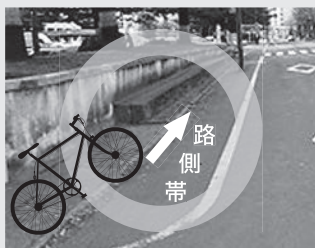
本改正は、自転車同士の正面衝突やすれ違い時の接触事故などを未然に防止するとともに、軽車両の通行ルールを整理し、その徹底を図るため、**通行できる路側帯を左側に限定したものです。**(罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金)

左側の路側帯は通行可能

右側の路側帯は通行不可



路側帯を通行する場合は、「道路左側の路側帯」を通行しなければなりません。(道路交通法第17条の2)



◎『路側帯』とは、歩行者通行のため、歩道がない道路に設置されているいわゆる「歩行者用」の通行部分です。



◎『駐停車禁止路側帯』とは、『路側帯』を駐停車禁止として指定した通行部分です。